

大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間における
国立大学法人評価委員会が行う業務実績評価実施方法の手引

令和6年3月4日
国立大学法人評価委員会決定

1. 概要

- ・ 大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）は、国立大学法人法第31条の2及び第31条の3の規定に基づき、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けることとされている。評価は、法令の規定のほか、「大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会決定、以下「実施要領」という。）等に基づいて実施する。
- ・ 第4期中期目標期間の業務実績評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認するとともに、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、各中期目標の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況を総合的に記述する（全体の状況）。なお、教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、評価委員会から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。
- ・ 本手引は、実施要領に基づいて評価委員会が行う業務実績評価の実施方法について定める。

2. 実施体制

- ・ 評価の実施に当たっては、評価委員会とその下に置く大学共同利用機関法人分科会（以下「分科会」という。）で行う。

＜評価委員会＞

- ・ 評価委員会は、総会を開き、評価結果について審議し、最終的な評価結果を決定するとともに、評価の概要等を取りまとめ、公表する。

＜分科会＞

- ・ 分科会は、各法人から提出された「第4期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会決定、以下「実績報告書」という。）等を元に書面審査及びヒアリングを行い、その結果を踏まえ、評価結果（案）を作成する。

3. 評価のプロセス

（1）評価委員会による検証及び評定

- ・ 評価委員会は、書面審査及びヒアリングを通じて各法人の中期計画ごとの達成状況を検証するとともに、検証を踏まえて評価指標の達成状況、中期計画の達成状況、中期目標の達成状況について評定を決定する。
- ・ 分科会は、各法人から提出された実績報告書等に基づいて、書面審査を行う。書面審査に当たっては、必要に応じて、書面確認事項として法人に質問を行い、回答を求める。
- ・ 分科会は、法人の業務実績の状況を確認するため、ヒアリングを実施する。

(2) 評価結果（案）の作成

- ・ 分科会は、書面審査及びヒアリングを踏まえ、評価結果（案）を作成する。
- ・ 各中期目標の達成状況の評価結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体の状況を記述する。また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況等も踏まえ記述する。

(3) 意見申立ての機会の付与

- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、評価委員会は、各法人に評価結果（案）を通知し、意見申立ての機会を付与する。
- ・ 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、評価委員会が行う意見申立ての対象としない。

(4) 評価結果の決定及び公表

- ・ 評価委員会は、機構が行った教育研究の質の向上に関する評価を踏まえた評価結果（案）及び各法人からの意見申立てへの対応を審議し、各法人の最終的な評価結果を決定する。
- ・ 評価委員会は、評価の概要等を取りまとめ、公表する。また、各法人に評価結果を通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

4. 検証及び評定の実施方法

(1) 実績報告書の確認

- ・ 各法人が作成する実績報告書は、以下の項目で構成されている。評価委員会は、各法人の自己点検・評価の結果である実績報告書の記載内容を中心に検証等を行う。

実績報告書の項目・記載内容

項目	記載内容
○法人の概要	法人の基本的なデータを記載
○全体的な状況	法人の基本的な目標等を踏まえ、法人の業務の実施状況を総括的に記載

○各中期目標の達成状況	
I 業務運営・財務内容等の状況	「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供」、「その他業務運営」の項目について、中期計画の実施状況及び評価指標の達成状況を記載
II 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	財務諸表及び決算報告書を参照
III 短期借入金の限度額	短期借入金があった場合に、その概要を記載
IV 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	重要財産を譲渡し、又は担保に供した場合に、その概要を記載
V 剰余金の使途	剰余金が発生した場合に、その使用状況について記載
VI その他	
1 施設・設備に関する計画	施設・設備に関する計画の予定額に対する実績額や計画の実施状況等を記載
2 人事に関する計画	人事に関する計画の実施状況について記載
3 コンプライアンスに関する計画	コンプライアンスに関する計画の実施状況について記載
4 安全管理に関する計画	安全に関する計画の実施状況について記載
5 中期目標期間を超える債務負担	中期目標期間を超える債務負担の実施状況を記載
6 積立金の使途	積立金の使途の実施状況を記載
7 マイナンバーカードの普及促進に関する計画	マイナンバーカードの普及促進に関する計画の実施状況を記載

（２）評価委員会による検証

（実施要領２．（１）②）

イ． 評価委員会による検証

- ・ 各法人の中期計画ごとの自己点検・評価を踏まえ、中期計画に設定された評価指標の達成状況及び優れた実績・成果が認められる取組の有無等について総合的に検証する。なお、法人による評価指標の達成状況の評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を付す。
- ・ 上記検証は、原則として、書面審査及びヒアリングを通じて行う。

１）評価指標の達成状況の検証

- ・ 実績報告書Ⅰに記載されている評価指標の達成状況について、評価委員会は、以下の区分により、自己点検・評価の妥当性を含めて総合的に検証を行う。このとき、法人による評価指標の達成状況の評価と評価委員会の評価が異なる場合は、評価結果にその理由等を記述する。
- ・ 段階判定を行う上では、数値目標を設定している定量的な評価指標と、取組や

活動状況により達成状況を図る定性的な評価指標について、それぞれで判断基準を設けることとする。

評価指標の段階判定の区分表

(4年目終了時評価)

達成状況	判断基準 (目安)	
	定量的な評価指標	定性的な評価指標
達成水準を大きく上回ることが見込まれる (iii)	・客観的に実績値(見込)が達成水準(目標値)を大きく上回ることが見込まれる場合(大きく上回る水準は130%以上を目安としつつ基準値及び目標値の設定状況や目標の困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断する)	・達成水準を満たすことが見込まれる上で、評価委員会が特に認める場合
達成水準を満たすことが見込まれる (ii)	・客観的に達成水準(目標値)を満たすことが見込まれる場合	・実績・成果により、達成水準を満たすことが見込まれる場合
達成水準を満たさないことが見込まれる (i)	・客観的に達成水準(目標値)を満たさないことが見込まれる場合	・実績・成果に鑑みて、達成水準を満たさないことが見込まれる場合

(6年目終了時評価)

達成状況	判断基準 (目安)	
	定量的な評価指標	定性的な評価指標
達成水準を大きく上回っている (iii)	・客観的に実績値が達成水準(目標値)を大きく上回っている場合(大きく上回る水準は130%以上を目安としつつ基準値及び目標値の設定状況や目標の困難度等を踏まえて評価指標ごとに判断する)	・達成水準を満たしている上で、評価委員会が特に認める場合
達成水準を満たしている (ii)	・客観的に達成水準(目標値)を満たしている場合	・実績・成果により、達成水準を満たしている場合
達成水準を満たしていない (i)	・客観的に達成水準(目標値)を満たしていない場合	・実績・成果に鑑みて、達成水準を満たしていない場合

- ※ 何らかの取組・活動を行うこと自体を達成水準とし、その成否のみで判断される評価指標については、達成されたことのみをもって高い評価を付すことは基本的に想定していない。
- ※ 評価委員会が指定する意欲的な評価指標については、達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。
- ※ 判断基準はあくまで目安であり、取組の実績、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

2) 中期計画の実施状況の検証

- ・ 評価委員会は、1) の検証に加え、実績報告書Ⅰに記載されている中期計画の実施状況から、優れた実績・成果が認められる取組を抽出する。
- ・ なお、定性的な評価指標は、その達成状況に係る検証において、評価委員会が特に認める場合にのみ、達成状況を(iii)と判断するが、優れた実績・成果が認められる場合においては、中期計画の実施状況の優れた実績・成果が認められる取組として評価を行うものとする。

(3) 評価委員会による評定

(実施要領2. (1) ②)

ウ. 評価委員会による評定

- ・ イ. の検証を踏まえ、中期計画ごとの達成状況を以下の5段階により評定する。
- ・ その上で、最終的に中期目標ごとの達成状況を以下の6段階により評定するとともに、優れた点、改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

1) 評定に向けた作業

- ・ 評価委員会は、4. (2) における検証以外に、

① 実績報告書のⅡからⅥにおける計画の実施状況

② 財務諸表及び決算報告書の状況

について、分析を行う。分析の際には、各法人の規模や機能などにも十分に留意する。

2) 中期計画の評定

- ・ 中期計画の評定は、評価指標の達成状況に重点を置いて評価を行うこととし、実施要領の判断基準を目安にしつつ、中期計画に置かれた各評価指標の達成状況を点数化し、その点数の平均値を参考にして段階判定を行ったのち、優れた実績・成果が認められる取組の有無等を勘案して、総合的に判断する。
- ・ 評価委員会が指定する意欲的な評価指標については、評価指標の達成状況を点数化する際に、達成水準を満たした場合は、他の評価指標が同じく満たした場合よりも高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

(実施要領 2. (1) ②)

＜中期計画の達成状況＞

- ・ 以下の判断基準はあくまで目安であり、個々の評価指標の達成状況だけではなく、中期計画全体としての評価指標の達成状況、取組に係る進捗、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

(4 年目終了時評価)

評 定	判断基準 (目安)
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている (V)	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている (IV)	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している (Ⅲ)	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない (Ⅱ)	1 つ以上の評価指標が i であり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない (Ⅰ)	1 つ以上の評価指標が i であり、中期計画の実施が進んでいないと判断される場合

(6 年目終了時評価)

評 定	判断基準 (目安)
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている (V)	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている (IV)	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している (Ⅲ)	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない (Ⅱ)	1 つ以上の評価指標が i であり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない (Ⅰ)	1 つ以上の評価指標が i であり、中期計画の実施が進んでいないと判断される場合

※ 意欲的な評価指標の達成水準を満たした場合は、ほかの評価指標の達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

3) 中期目標の評定

- ・ 中期目標の評定は、実施要領の判断基準を目安にしつつ、中期目標に置かれた各中期計画の評定や「優れた点」「改善すべき点」の指摘状況等を勘案し、総合的に判断する。
- ・ 評定に影響がある改善事項を付した場合は、最上位の評定は付さない。なお、重大な改善事項があった場合は、「中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある」（4年目終了時においては、「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」）を付す。

（実施要領2. (1) ②）

＜中期目標の達成状況＞

- ・ 以下の判断基準はあくまで目安であり、取組の実績、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

（4年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる	1つ以上の中期計画がⅡ以下
中期目標の達成のためには遅れている	1つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が認められない場合
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

（6年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める場合
中期目標を上回る成果が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標を達成している	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標をおおむね達	1つ以上の中期計画がⅡ以下

成している	
中期目標の達成状況が不十分である	1つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が認められない場合
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

4) 優れた点・改善すべき点の指摘

- ・ 中期目標の評定に加え付すこととしている「優れた点」「改善すべき点」は各法人における中期目標の達成に向けた取組が以下に該当するかどうかを検証して付すこととする。

<優れた点>

- ① 評価指標の達成状況について、達成水準を大きく上回っていると認められる場合（4年目終了時評価においては、達成水準を大きく上回ることが見込まれる場合）
- ② 中期計画の実施状況について、優れた実績・成果が認められる取組
- ③ 実績報告書Ⅵにおける計画の実施状況において、他法人のモデルになり得る先進性・先駆性が認められる場合
- ④ 財務諸表及び決算報告書の分析により優れた点が認められる場合

<改善すべき点>

- ① 評価指標の達成状況について、達成水準を満たしていないと認められる場合（4年目終了時評価においては、達成水準を満たさないことが見込まれる場合）
- ② 中期計画を十分に実施していないと認められる場合
- ③ 発生した事件・事故等のうち、再発防止に向けた取組みを求める場合
- ④ 財務諸表及び決算報告書の分析により課題が認められる場合

(4) 財務諸表及び決算報告書の分析

- ・ 財務諸表及び決算報告書の分析については、法人の財政規模や収支構造に着目しつつ、以下の指標により財務状況を分析する。分析の結果、顕著な変化が認められる場合に優れた点、又は課題が認められる場合に改善すべき点として指摘する。

- ① 外部資金比率（寄附金収入、受託研究収入、共同研究収入）
業務活動収入（CF）に占める各収入（CF）の割合
- ② 特許権・著作権料収入（PL）
- ③ 自己収入比率
業務活動収入のうち、運営費交付金収入、補助金等収入を除いた収入の割合
- ④ 一般管理費比率

業務費（PL）に占める一般管理費（PL）の割合

⑤ 当期総損失

（５）事件・事故等

- ・ 評価委員会は、中期目標期間に発生又は発覚した事件・事故等の事案（４年目終了時評価においては、令和４年度から令和７年度に発生・発覚した事案）及びその対応状況（令和３年度に発生又は発覚し、第３期中期目標期間評価で指摘した事案の対応状況を含む）を確認する。評価委員会が確認の対象とする主な事案は以下のとおりとし、法人のコンプライアンスや安全管理に関する体制が整備され、それが機能しているかについて、事案が発生した原因や対応状況、法人の管理責任の有無、当該事案に関係するガイドラインや事務連絡等が求める取組の実施状況等により、適切に評価を行う。なお、評価委員会事務局は、適切に事案の把握を行うため、毎年度、各法人に事案の有無とその対応状況を照会する。

＜確認の対象とする主な事案＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 研究費使用における不正・ 研究活動における不正行為や倫理違反・ 情報セキュリティインシデント・ 危険物質等の管理の問題（毒劇物、放射性物質、遺伝子組換え実験等）・ 原子力施設等の原子力規制委員会等による検査での指摘・ その他、法令違反等、教育研究機関として適切な対応が強く求められる事項 |
|--|

- ・ 評価委員会は、確認した事案を整理のうえ、以下に該当する場合に、関係する中期目標の「改善すべき点」として指摘する。

＜発生した事件・事故等のうち、再発防止に向けた取組みを求める場合＞

- ① 評価委員会が評定を引き下げることが適当と判断した重大な事案
- ② 同様の事案が複数年度にわたって発生している場合
- ③ 発生した事案に対する対応状況が不十分と認められる場合